

地縁団体の手続に必要な書類

(認可手続に必要な書類)

1	認可申請書【様式】	1
2	規約(会則)【作成例】	2～12
3	総会議事録【作成例】	13
4	構成員名簿【作成例】	14
5	保有資産目録(様式)	15
6	保有資産目録【記載例】、記載要領	16～17
7	保有予定資産目録(様式)	18
8	保有予定資産目録【記載例】、記載要領	19～20
9	自治会の代表であることの証明(様式)	21
10	自治会の代表であることの証明【記載例】	22

(印鑑登録・証明書の交付に必要な書類)

11	認可地縁団体印鑑登録申請書(様式)	23
12	認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書(様式)	24
13	認可地縁団体証明書交付請求書(様式)	25

(告示事項の変更に必要な書類)

14	告示事項変更届出書(様式)	26
15	告示事項変更届出書【記載例】	27
16	自治会の代表であることの証明(様式)	21
17	自治会の代表であることの証明【記載例】	22

(規約の変更に必要な書類)

18	規約変更認可申請書(様式)	28
19	規約変更の内容及び理由を記載した書類【作成例】	29
20	総会議事録(規約変更)【作成例】	30

令和4年4月

朝来市役所 まちづくり協働部市民協働課

令和 年 月 日

朝 来 市 長 様

認可を受けようとする地縁による団体の
名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

認 可 申 請 書

地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定により、地域的な共同活動を円滑に行うため認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(別添書類)

- 1 規約
- 2 認可を申請することについて総会で議決したことを証する書類
- 3 構成員の名簿
- 4 保有資産目録又は保有予定資産目録（不動産を保有・取得を予定する場合）
- 5 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を現に行っていることを記載した書類
- 6 申請者が代表者であることを証する書類
- 7 区域図

規約（会則）作成例

(※表題)

〇〇区自治会規約

※「〇〇自治会」「〇〇区」「〇〇町内会」、「規約」「会則」いずれも可

(団体の名称、規約又は会則の名称に関する地方自治法の制限はないが、他の法令により使用制限のある名称は用いることができない。例：〇〇商工会)

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は、次に掲げるような地域的な共同活動を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 回覧板の回付等区域内の住民相互の連絡
- (2) 美化・清掃等区域内の環境の整備
- (3) 公民館等〇〇区有財産の維持管理
- (4) 前各号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な活動

※ 上記のほか、次の事例がある。

- 防犯、交通、防災、防火を加えた事例
- 神社、仏閣を区有財産とは別号として規定した事例
- 伝統行事の継承を加えた事例
- 会員相互の親睦、福利厚生、研修会、文化教養の向上に関する活動を加えた事例

(名称)

第2条 本会は、〇〇区自治会と称する。

※表題に準じること

(区域)

第3条 本会の区域は、兵庫県〇〇町△△(大字)×番地から××番地までの区域とする。

※ 団体の区域が同一の大字区域内にある場合は、上記の表現で判別できる。

※ 複数の大字等にまたがる場合は、大字毎に記載すれば足りる。

(例) 第3条 本会の区域は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 兵庫県朝来市〇〇町△△(大字)××番地から××番地までの区域
- (2) 兵庫県朝来市〇〇町▲▲(大字)××番地から××番地までの区域

※ 大字が多数で文言のみでは判別し難い場合は、図示する方法もある。ただし、例外的な扱いであり、地番による表示の方が客観的である。

(例) 第3条 本会の区域は、別紙区域図のとおりとする。

(主たる事務所)

第4条 本会の主たる事務所は、兵庫県朝来市〇〇町△△(大字)××番地〇〇公民館内に置く。

※ 主たる事務所を公民館等集会施設の住所に置く例が大半だが、「代表者の自宅に置く」とすることも可。ただし、代表者の自宅の具体的な住所地（字、地番）を規約に規定した場合には、代表者の変更が生じる度に総会で規約を変更しなければならない。

第2章 会員

（会員）

第5条 本会の会員は、第3条に定める区域内に住所を有する個人全てとする。

※ 会員になるための資格は区域に住所を有することのほかに、年齢、性別、国籍等の条件を定めることは認められない。

※ 法人、団体等は構成員となれないが、規約において表決権等を有しない賛助会員とすることは可能。この場合、法人又は団体等に表決権等が存しない旨を加えること。

（例）2 本会の活動を賛助する法人又は団体等は、賛助会員となることができる。

（会費）

第6条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

※ この例では、会費を変更する場合には、総会の議決で足りる。

※ 規約中に会費に関する具体的規定（算定根拠、金額、納期、納入方法等）を定めることは可。ただし、会費に関する取決めに変更が生じた場合には、総会で規約を変更しなければならない。

（入会）

第7条 第3条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。

2 前項の入会申込みがあった場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

※ 入会に際しては、いかなる条件、制約を付すことも認められない。

※ 第1項の「別に定める」を「役員会で定める」と規定し、又は明記しないことも可。

※ 第2項の「正当な理由」とは、当該者の加入により、当該団体の目的、活動が著しく阻害されることが明らかな場合であるが、実際には極めて例外的な場合と考えられる。

（退会等）

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人から別に定める退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、その資格を喪失する。

※ 第1項の退会の要件としては、ほかに次のような事例がある。

○死亡（上記第2項を第1項中に入れるもの）

○会費（徴収金等）を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

※ 自己都合により他地区に一家を挙げて生活の本拠を移したときは会員の資格を失うが、本人からの申出により会員として認められる旨の規定を設けている事例がある。

第3章 役員

(役員の種類)

第9条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会長1人
- (2) 副会長○人
- (3) その他の役員○人
- (4) 監事○人

(役員を選任)

第10条 役員は、総会において、会員の中から選任する。

2 監事と会長、副会長及びその他の役員は、相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第11条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 本会の会計及び資産の状況を監査すること。
- (2) 会長、副会長及びその他の役員業務執行の状況を監査すること。
- (3) 会計及び資産の状況又は業務執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするため必要があると認めるときは、総会の招集を請求すること。

※ 地方自治法の規定により、1人の代表者並びに1人又は数人の監事を置く。

【地方自治法】

第260条の5 認可地縁団体には、1人の代表者を置かなければならない。

第260条の11 認可地縁団体には、規約又は総会の決議で、1人又は数人の監事を置くことができる。

※ 副会長が1人の場合には「会長があらかじめ指名した順序によって」は不要。

※ 副会長による会長の職務の代行は、法律行為には及ばない。法律行為を予定する場合には、直ちに後任の会長を選出すること。

※ その他の役員の例としては、会計、評議員、組長、事業委員長等がある。

※ その他の役員の職務についても明らかにしておくこと。

(役員任期)

第12条 役員任期は、○年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

※ 役員解任手続を定める場合には、役員が総会において選任されることに鑑み、総会の議決を要するものとして規約に定めることが相当である。

第4章 総会

(総会の種別)

第13条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、会員をもって構成する。

(総会の権能)

第15条 総会は、この規約に定めるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を議決する。

※ 総会は、団体の運営事項のうち、規約で役員会に委任したもの以外の全ての事項について議決できる。

※ 規約の改正等、法により総会の専権事項とされているものについては、規約をもってしても他に委任することはできない。

【地方自治法】

第260条の16 認可地縁団体の事務は、規約で代表者その他の役員に委任したものを除き、すべて総会の決議によつて行う。

※ 総会で議決すべき重要事項……事業計画、事業報告、予算、決算等

(総会の開催)

第16条 通常総会は、毎年度決算終了後3箇月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 総会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第11条第3項第4号の規定により監事から開催の請求があったとき。

※ 地方自治法の規定により、毎年度終了時に財産目録を作成し、通常総会を年度終了後3箇月以内に関かなければならない。

【地方自治法】

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。

2 認可地縁団体は、構成員名簿を備え置き、構成員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。

第260条の13 認可地縁団体の代表者は、少なくとも毎年1回、構成員の通常総会を開かなければならない。

※ 臨時総会の開催については、地方自治法の規定による。

【地方自治法】

第260条の14 認可地縁団体の代表者は、必要があると認めるときは、いつでも臨時総会を招集することができる。

- 2 総構成員の5分の1以上から会議の目的である事項を示して請求があつたときは、認可地縁団体の代表者は、臨時総会を招集しなければならない。ただし、総構成員の5分の1の割合については、規約でこれと異なる割合を定めることができる。
(※3分の1とする事例がある。)

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その請求があつた日から○日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開会の日の5日前までに文書をもって通知しなければならない。

※ 第2項の臨時総会の招集通知については、7日前、10日前、20日前などの事例のほか、特に定めていない事例もある。

※ 第3項の総会の招集通知については、地方自治法の規定による。

【地方自治法】

第260条の15 認可地縁団体の総会の招集の通知は、総会の日より少なくとも5日前に、その会議の目的である事項を示し、規約で定めた方法に従つてしなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選出する。

※ 「総会の議長は、会長がこれに当たる。」とすることも可。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総会員の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

※ 構成員の3分の2以上を定足数とする事例がある。

※ 総会のほか、役員会、幹事会の定足数を規定する事例がある。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

※ 総会のほか、役員会、幹事会、常会、組長会の議決要件を規定する事例がある。

(会員の表決権)

第21条 会員は、総会において、各々1箇の表決権を有する。

2 次の事項については、前項の規定にかかわらず、会員の表決権は、会員の所属する世帯の会員数分の1とする。

- (1) (例示)
- (2) (例示)

※ 総会における会員の表決権については、地方自治法の規定による。

【地方自治法】

第 260 条の 18 認可地縁団体の各構成員の表決権は、平等とする。(第 2・第 3 項略)

※ 第 2 項は、特定の議決事項につき表決権を各世帯に 1 箇とするものであるが、規約の変更、財産の処分、解散の議決のような重要な事項については認められない。

※ 第 2 項を設けず、次条(第 22 条)第 1 項に基づき、世帯員の 1 人に表決権を委任する方法がある。この場合、議事録に委任による出席者を明記する必要がある。

(総会の書面表決等)

第 22 条 やむを得ない理由のため総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における第 19 条及び第 20 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

※ 書面又は委任による表決については、地方自治法の規定による。

【地方自治法】

第 260 条の 18 (第 1 項略)

2 認可地縁団体の総会に出席しない構成員は、書面で、又は代理人によつて表決をすることができる。

3 前 2 項の規定は、規約に別段の定めがある場合には、適用しない。

※ 区自治会等の地縁による団体では、当該団体の意思を決定するための表決権は世帯単位とされ、総会等の会議への出席も世帯で 1 人というのが通例である。

しかし、認可地縁団体では、未成年者(幼児も含まれる)に至るまでの全ての会員(構成員)に平等の表決権が付与される。全会員が出席できる施設となれば、規模の大きい団体は、全会員を収容できる公共施設を想定せざるを得なくなる。この場合、第 1 項の規定を設けることにより、世帯からの出席が 1 人でも総会の成立、議決が可能となる。ただし、委任による表決については、議事録にその事実のあったことを明記する必要がある。

(総会の議事録)

第 23 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数及び出席者数(書面表決者及び表決委任者を含む。)
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名押印をしなければならない。

※ 認可申請時、告示事項(団体名称、事務所、代表者等)変更の届出時、規約変更認可申請時等には、総会が有効に成立し、かつ有効に議決されたことを証明するため、総会の議事録を添付する必要がある。

第5章 役員会

(役員会の構成)

第24条 役員会は、監事を除く役員をもって構成する。

(役員会の権能)

第25条 役員会は、この規約で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(役員会の招集等)

第26条 役員会は、会長が必要と認めるとき招集する。

- 2 会長は、役員の数分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったときは、その請求のあった日から○日以内に役員会を招集しなければならない。
- 3 役員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも○日前までに通知しなければならない。

※ 役員会の招集に関する規定については次のような事例がある。通知期限の規定については、3日前、5日前といった少数の事例があるが、特に規定していない団体が多数である。

(役員会の議長)

第27条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の定足数等)

第28条 役員会には、第19条、第20条、第22条及び第23条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「総会」とあるのは「役員会」と、「会員」とあるのは「役員」と読み替えるものとする。

※ 読替え後の各規定は、次のとおりとなる。

第19条 役員会は、総役員の数分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

第20条 役員会の議事は、この規約に定めるもののほか、出席した役員数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第22条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の役員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の規定における第19条及び第20条の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。

第23条 役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所

- (2) 役員の現在数及び出席者数（書面表決者及び表決委任者を含む。）
- (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印をしなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第29条 本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生ずる果実
- (5) その他の収入

※ 地方自治法の規定により、認可申請時及び毎年度終了後3箇月以内に財産目録を作成しなければならない。

【地方自治法】

第260条の4 認可地縁団体は、認可を受ける時及び毎年1月から3月までの間に財産目録を作成し、常にこれをその主たる事務所に備え置かなければならない。ただし、特に事業年度を設けるものは、認可を受ける時及び毎事業年度の終了の時に財産目録を作成しなければならない。（第2項略）

※ 財産目録の内容を「別に定める」のは、これを規約に規定した場合には、財産目録の内容に変更が生じれば総会において規約を変更し、更に市長の認可を得なければならず、手続が複雑化しかつ団体運営上の効率が低下することを回避するものである。

※ 「果実」は民法用語。単に「収入」でも可。

（資産の管理）

第30条 本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会の議決によりこれを定める。

（資産の処分）

第31条 本会の資産で第29条第1号に掲げるもののうち、別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において出席会員の○分の△以上の議決を要する。

※ 不動産等、重要な固定資産の処分等については、総会の議決を要件とすることが適当である。

※ 総会の議決要件として2分の1以上や4分の3以上等を明記する事例と、単に総会の議決とのみ規定する事例とがある。

（経費の支弁）

第 32 条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第 33 条 本会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、毎会計年度開始前に、総会の議決を経て定めなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、年度開始後に予算が総会において議決されていない場合には、会長は、総会において予算が議決される日までの間は、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 34 条 本会の事業報告及び収支決算は、会長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、毎会計年度終了後 3 箇月以内に総会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 35 条 本会の会計年度は、毎年〇月〇日に始まり、翌年△月△日に終わる。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 36 条 この規約を変更しようとするときは、総会において総会員の 4 分の 3 以上の議決を得なければならない。

2 前項の規定による規約の変更は、朝来市長の認可を受けなければならない。

※ 地方自治法の規定により、規約の変更にあたっては、総構成員の 4 分の 3 以上の同意及び市町村長の認可が必要となる。

【地方自治法】

第 260 条の 3 認可地縁団体の規約は、総構成員の 4 分の 3 以上の同意があるときに限り、変更することができる。ただし、当該規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

2 前項の規定による規約の変更は、市町村長の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(解散)

第 37 条 本会は、地方自治法第 260 条の 20 第 2 号から第 5 号までの規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

※ 地方自治法は、解散事由として 5 項目を規定している。

【地方自治法】

第 260 条の 20 認可地縁団体は、次に掲げる事由によつて解散する。

(1) 規約で定めた解散事由の発生

(2) 破産手続開始の決定

- (3) 認可の取消し
- (4) 総会の決議
- (5) 構成員が欠けたこと。

第 260 条の 21 認可地縁団体は、総構成員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、解散の決議をすることができない。ただし、規約に別段の定めがあるときは、この限りでない。

※ 解散の規定については、上記の地方自治法第 260 条の 20 に第 2 号から第 5 号までに規定されている解散の事由を直接条文化することも可。

(例) 第 37 条 本会は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取消し
- (3) 総会の議決 (又は決議)
- (4) 構成員が欠けたこと。

2 前項第 3 号に掲げる事由により解散する場合は、総会において総会員の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

※ 地方自治法第 260 条の 20 第 1 号の規定に基づき、規約で別の（破産手続開始の決定、認可の取消し、総会の決議、構成員の欠亡以外の）解散事由を規定することも可。

(残余財産の処分)

第 38 条 本会の解散のときに有する残余財産は、総会において総会員の〇分の△以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

※ 地方自治法の規定に基づき、解散したときの財産の帰属を定める必要がある。

【地方自治法】

第 260 条の 31 解散した認可地縁団体の財産は、規約で指定した者に帰属する。

2 規約で権利の帰属する者を指定せず、又はその者を指定する方法を定めなかったときは、代表者は、市町村長の認可を得て、その認可地縁団体の目的に類似する目的のために、その財産を処分することができる。ただし、総会の決議を経なければならない。

3 前 2 項の規定により処分されない財産は、市町村に帰属する。

※ 議決要件については、総会員の 4 分の 3 以上の議決とする事例が多数となっている。

※ 「議決」は「賛成」又は「承諾」でも可。

第 8 章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第 39 条 本会の主たる事務所には、規約、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会及び役員会の議事録、収支に関する帳簿、財産目録等資産の状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(委任)

第 40 条 この規約の施行に関し必要な事項は、総会の議決を経て、〇〇が別に定める。

※ 「〇〇」については「会長」又は「役員会」が該当する。

附 則

- 1 この規約は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき本会が朝来市長の認可を受けた日から施行する。
- 2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から令和 年 月 日までとする。

※ 地縁団体が法人格を有するためには市長による認可が必要であることから、規約の施行日は、市長による認可の日となる。一方、地方自治法第 260 条の 2 第 13 項では、市長が認可を告示するまでの間は、当該地縁団体が法人格を有すること及び告示事項（名称、目的、区域、主たる事務所、代表者、認可年月日等）をもって第三者に対抗することはできないと規定されている。

従って、規約の施行日を総会での議決日等としても、市長による認可と告示を経るまでの間は、当該地縁団体が法律行為に及ぶことはできない。

令和★年●●区自治会総会議事録（抜粋）

- 1 開催日 令和★年5月15日(土) 午後7時00分から
- 2 開催場所 ●●区公民館
- 3 会員総数 90名
- 4 出席会員数 80名（うち委任状による者10名）
- 5 総会の成立 会員90名中出席会員80名により総会が成立する。
議長に◆◆◆◆氏を選出し議事に入る。
- 6 総会での議案
第1号議案～7号議案省略
第8号議案 地縁による団体に係る認可申請書の提出について
第9号議案 地縁による団体に係る代表者の選任について
- 7 議案審議の経過及び結果について
 - ・第1号議案の提案前に議長は、議事録署名人に▲▲▲▲氏と■ ■ ■ ■ 氏を指名する。
(第1号議案～7号議案省略)
 - ・議長は、第8号議案の説明を区役員に求める。区長は、地区が所有する不動産等の所有権を地区名義で登記をするため、市に地縁団体の認可申請を行うことを説明する。次に区長の説明に対して質問、意見を会員に問うが特に質問等はなかった。議長は、第8号議案の地縁団体の認可申請を行うことについて、会員に挙手により賛否を諮ったところ賛成多数により承認された。
次に、議案第9号の地縁による団体に係る代表者の選任についてを議題とし、議長は、第9号議案の説明を区役員に求める。区長から市長へ提出する認可申請の申請者を本団体の代表者とするについて説明する。議長は第9号議案について会員に挙手により賛否を諮ったところ賛成多数により承認された。

以上のとおり相違ないことを証明するため、議長、議事録署名人及び区長は下記のとおり署名する。

令和★年5月15日

議長	◆ ◆ ◆ ◆
議事録署名人	▲ ▲ ▲ ▲
議事録署名人	■ ■ ■ ■
代表者(区長)	▼ ▼ ▼ ▼

作成例

●●区構成員名簿

構成員（会員）総数 ○○○名

令和★年▲月▲日現在

	氏 名	住 所		氏 名	住 所
1	朝来 太郎	和田山町東谷 213-1	21		
2	朝来 花子	同 上	22		
3	生野 一郎	和田山町東谷 213-2	23		
4	生野 咲子	同 上	24		
5	和田山次郎	和田山町東谷 213-3	25		
6	和田山桜子	同 上	26		
7	⋮	⋮	27		
8			28		
9			29		
10			30		
11			31		
12			32		
13			33		
14			34		
15			35		
16			36		
17			37		
18			38		
19			39		
20			40		

保有資産目録

団体の名称

.....区自治会

令和 年 月 日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名 称	延床面積	所 在 地

イ 土地

地 目	面 積	所 在 地

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権 原	不動産の種類	所 在 地

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量

保有資産目録

団体の名称

●●区自治会

令和★年5月15日現在

1 不動産

(1) 所有権を有する不動産

ア 建物

名称	延床面積	所在地
●●区公民館	60.5 m ²	朝来市和田山町●●213番地1

イ 土地

地目	面積	所在地
宅地	100.0 m ²	朝来市和田山町●●213番地1

2 不動産に関する権利等

(1) 所有権以外の権原により保有している不動産

権原	不動産の種類	所在地
地上権	立木	朝来市和田山町●●123番地4

(2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

資産の種類及び数量			
1. 国債	八分利付国債	券面金額 20 万円	取得金額 22 万円
2. 社債	自治株式会社	物上担保付社債	
		券面金額 80 万円	取得金額 92 万 8 千円

【保有資産目録 記載要領】

1 (1) ア 建物

- 名称… ○○町内会集会所、○○区公民館等の名称が付されている場合はこれによること。そうでない場合は、「集会所」「事務所」「居宅」等の区分によること。
(参照：不動産登記規則第 113 条)
- 延床面積… 不動産登記規則第 115 条の規定に基づき各層ごとに算出された床面積を合計したものとする。
(注) 不動産登記規則第 115 条「建物の床面積は、各階ごとに壁その他の区画の中心線(区分建物にあっては、壁その他の区画の内側線)で囲まれた部分の水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一未満の端数は、切り捨てるものとする。」
- 所在地… 市内の地番(不動産登記法第 44 条、不動産登記規則第 97 条、第 98 条)及び家屋番号(同法第 44 条、不動産登記規則第 112 条)まで記載すること。

1 (1) イ 土地

- 地目… 不動産登記規則第 99 条に定める区分により定めるものとする。
(注) 不動産登記規則第 99 条「地目は、土地の主たる用途により、田、畑、宅地、学校用地、鉄道用地、塩田、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、墓地、境内地、運河用地、水道用地、用悪水路、ため池、堤、井溝、保安林、公衆用道路、公園及び雑種地に区分して定めるものとする。」
- 面積… 不動産登記規則第 100 条に定める「地積」と同一とすること。
(注) 不動産登記規則第 100 条「地積は、水平投影面積により、平方メートルを単位として定め、一平方メートルの百分の一(宅地及び鉱泉地以外の土地で十平方メートルを超えるものについては、一平方メートル)未満の端数は、切り捨てる。」
- 所在地… 市内の地番(不動産登記法第 35 条、不動産登記規則第 97 条、第 98 条)まで記載すること。

(立木の所有権については、1 (1) イ土地の「地目」を「樹種」(立木に関する法律第 15 条第 2 号)、「面積」を「数量」(同法第 15 条第 2 号)と読み替えて記載すること。なお、所在地については、「立木に関する法律」第 15 条第 1 号の事項に留意すること。)

(注) 立木に関する法律第 15 条第 1 号「樹木が一筆の土地の一部に生立する場合に於ては其の部分の位置及地積、其の部分を表示すべき名称又は番号あるときは其の名称又は番号」

2 (1) 所有権以外の権原により保有している不動産

- 権原… 不動産登記法第 3 条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。
(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)
- 不動産の種類… 土地、建物及び立木の区分によること。
- 所在地… 原則として 1 に同じ。

2 (2) 地域的な共同活動を行うためのその他の資産

- 資産の種類及び数量… 国債、地方債、社債については、銘柄(社債の場合は「何会社物上担保付社債」、国債及び地方債の場合は「何分利付何債」)、券面金額及び取得金額を記入すること。その他の資産については、当該資産の種類(車両、船舶等)、取得金額及び取得数量を記入すること。

保有予定資産目録

団体の名称

.....
令和 年 月 日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産の取得予定時期	購入等の相手方	保有予定不動産の所在地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 限	権限取得の予定時期

保有予定資産目録

団体の名称

●●区自治会

令和★年5月15日現在

1 不動産

不動産の種類	保有予定不動産 の取得予定時期	購入等の 相手方	保有予定不動産の所在地
建 物	令和★年9月1日	朝来 太郎	朝来市和田山町●●1番地

2 不動産に関する権利等

資産の種類	権 限	権限取得の予定時期
土 地	地 上 権	令和★年10月1日
車 両	所 有 権	令和★年12月31日

【保有予定資産目録 記載要領】

- 1 不動産… 所有権を取得する予定不動産について記載すること。
 - 不動産の種類… 土地、建物及び立木の区分による。
 - 保有予定不動産… 売買等により不動産の所有権を取得する予定時期を、少なくとも年月まで記載すること。
の取得予定時期
なお、この「取得予定時期」は、認可申請年月日とできる限り近接していることが望まれる。
 - 所在地… 原則として市内の地番(建物の表示登記において家屋番号が登記されている場合は家屋番号)まで記載するものとするが、住居表示によっても差し支えない。

- 2 不動産に関する権利等
 - 資産の種類… 不動産の場合は、土地、建物及び立木の区分による。
金融資産の場合は、国債、地方債、社債といった区分により記入すること。
その他の資産の場合は、当該資産の種類(車両、船舶等)に区分して記入すること。
 - 権原… 不動産の場合は、不動産登記法第3条各号に掲げる権原のうち「所有権」を除くものとする。(地上権、永小作権、地役権、先取特権、質権、抵当権、賃借権、採石権)
 - 権原取得の… 「1 不動産」の「保有予定不動産の取得予定時期」に同じ。
予定時期

自治会の代表であることの証明

自治会名.....自治会

代表者氏名.....

代表者住所.....

上記の者につきましては、.....自治会長であることを証明します。

令和 年 月 日

.....自治会副会長

.....自治会副会長

.....自治会会計

.....自治会役員

.....自治会の代表者となることを承諾します。

自治会長

住所.....

氏名.....

自治会の代表であることの証明

自治会名.....〇〇区（自治会）や〇〇部落（←規約（会則）に記載の名称を記入）

代表者氏名.....〇〇〇〇（←新代表者氏名を記入）

代表者住所.....朝来市〇〇（町）〇〇△△番地（←新代表者住所を記入）

上記の者につきましては、（自治会名）長であることを証明します。

令和〇〇年〇月〇〇日

（自治会名）副会長.....〇〇〇〇

（自治会名）副会長.....〇〇〇〇

（自治会名）会計.....〇〇〇〇

（自治会名）役員.....〇〇〇〇

（↑役員4名程度の署名をとってください）

（自治会名）の代表者となることを承諾します。

（自治会名）長

住所.....朝来市〇〇（町）〇〇△△番地

（↓新代表者の住所・氏名を記入）

氏名.....〇〇〇〇

認可地縁団体印鑑登録申請書

朝来市長

様

年 月 日

朝来市認可地縁団体印鑑規則第3条第1項の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑の登録を申請します。

登録しようとする認可地縁団体印鑑	認可地縁団体の名称	
	認可地縁団体の主たる事務所の所在地	
	登録資格	
	(フリガナ) 申請者の氏名 及び生年月日	() 年 月 日 ⑩
	申請者の住所	

代理人による申請の場合は、代理人の氏名及び住所を記載してください。

(フリガナ) 代理人の氏名	() ⑩
代理人の住所	

(注意事項)

- 1 この申請は、登録を受けようとする方が自ら手続をしてください。
- 2 登録しようとしている認可地縁団体印鑑を併せて提出してください。
- 3 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 4 申請者の氏名欄への押印は、朝来市印鑑条例(平成17年朝来市条例第15号)の規定に基づき登録されている代表者等の個人の印鑑を使用してください(代理人による申請の場合も、必ず代表者等の個人の印鑑を押印してください。)。ただし、本市に住所を有しない方が代表者等である場合には、代表者等が住所を有する地方公共団体の印鑑の登録及び証明に関する規定により登録されている個人の印鑑を押印の上、印鑑登録証明書を添付してください。
- 5 代理人による申請の場合は、代理人の氏名欄には印鑑登録されている代理人個人の印鑑を押印するとともに、その印鑑登録証明書及び委任の旨を証する書面を添付してください。

様式第5号（第9条関係）

認可地縁団体印鑑登録証明書交付申請書

朝来市長

様

年 月 日

朝来市認可地縁団体印鑑規則第9条の規定により、次のとおり認可地縁団体印鑑登録証明書の交付を申請します。

登録されている 認可地縁団体印 鑑	認可地縁団体の 名称	
	認可地縁団体の 主たる事務所 の所在地	
	登録資格	
	(フリガナ) 申請者の氏名 及び生年月日	() 年 月 日 ⑩
	申請者の住所	
	必要枚数	枚

代理人による申請の場合は、代理人の氏名及び住所を記載してください。

(フリガナ) 代理人の氏名	() ⑩
代理人の住所	

(注意事項)

- この申請は、登録を受けている方が自ら手続をしなければなりません。代理人による申請のときは、委任の旨を証する書面を添えてください。
- 登録資格の欄には、代表者、職務代行者、仮代表者、特別代理人又は清算人のいずれかを記載してください。
- 代理人による申請の場合は、委任の旨を証する書面を添付してください。

認可地縁団体証明書交付請求書

朝来市長 様

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 12 項の規定により、認可を受けた地縁による団体の証明書の交付を請求します。

請求の内容

請求年月日	年 月 日
認可地縁団体の名称	
認可地縁団体の主たる事務所の所在地	兵庫県朝来市
請求部数	部

請求者

請求者の氏名	
請求者の住所	
請求者の連絡先	

受 付 印

公印使用承認印

令和 年 月 日

朝 来 市 長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

告 示 事 項 変 更 届 出 書

下記事項について変更があつたので、地方自治法第 260 条の 2 第 11 項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書類を添えて届け出ます。

記

- 1 変更があつた事項及びその内容

- 2 変更の年月日

- 3 変更の理由

記載例（代表者を変更した場合）

令和〇〇年〇〇月〇〇日

朝来市長様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名称 〇〇区（自治会）又は〇〇部落

所在地 朝来市〇〇（町）〇〇△△番地

（↑規約（会則）に記載の内容を記入）

代表者の氏名及び住所

氏名 〇 〇 〇 〇

住所 朝来市〇〇（町）〇〇△△番地

（↑旧代表者氏名・住所を記入）

告示事項変更届出書

下記事項について変更があつたので、地方自治法第260条の2第11項の規定により、告示された事項に変更があつた旨を証する書面を添えて届け出ます。

記

1 変更があつた事項及びその内容

（1）変更があつた事項 代表者の変更

（2）変更があつた内容 変更後の代表者の氏名及び住所

① 氏名 〇〇〇〇（←新代表者氏名を記入）

② 住所 朝来市〇〇（町）〇〇△△番地（←新代表者住所を記入）

2 変更の年月日 〇〇年〇〇月〇〇日

3 変更の理由

役員改選に伴う代表者の変更 など

令和 年 月 日

朝 来 市 長 様

地縁による団体の名称及び主たる事務所の所在地

名 称

所在地

代表者の氏名及び住所

氏 名

住 所

規約変更認可申請書

地方自治法第 260 条の 3 第 2 項の規約の変更の認可を受けたいので、別添書類を添えて申請します。

(添付書類)

- 1 規約変更の内容及び理由を記載した書類
- 2 規約変更を総会で議決したことを証する書類

〇〇区自治規約の一部を改正する規約について

1 規約変更の内容

〇〇区自治会規約の一部を次のように改正する。

第 18 条中「その総会において、出席した会員の中から選出する」を「会長がこれに当たる」に改める。

附則に次の 1 項を加える。

4 この規約は、令和★年 5 月 15 日から施行する。

2 新旧対照表

〇〇区自治会規約（抜粋）

（注）下線で示した部分が変更に係るものである。

変 更 前	変 更 後
<p>（総会の議長）</p> <p>第 18 条 総会の議長は、<u>その総会において、出席した会員の中から選出する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき本会が朝来市長の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成★年 2 月 28 日までとする。</p>	<p>（総会の議長）</p> <p>第 18 条 総会の議長は、<u>会長がこれに当たる。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 この規約は、地方自治法第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき本会が朝来市長の認可を受けた日から施行する。</p> <p>2 本会の設立初年度の事業計画及び予算は、第 33 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。</p> <p>3 本会の設立初年度の会計年度は、第 35 条の規定にかかわらず、設立認可のあった日から平成★年 2 月 28 日までとする。</p> <p><u>4 この規約は、令和★年 5 月 15 日から施行する。</u></p>

3 規約変更の理由

総会出席会員を議長に指名する方式では、指名した会員に議長就任を固辞されることが多く、議事が進まないため。

令和★年〇〇区自治会総会議事録（抜粋）

- 1 開催日 令和★年5月15日(土) 午後7時から
- 2 開催場所 〇〇区公民館
- 3 会員総数 50名
- 4 出席会員数 40名（うち委任状による者5名）
- 5 総会の成立 会員50名中出席会員40名により総会が成立する。
議長に〇〇〇〇氏を選出し議事に入る。
- 6 総会での議案
第1号議案～7号議案省略
第8号議案 〇〇区自治会規約の改正について
- 7 議案審議の経過及び結果について
 - ・第1号議案の提案前に議長は、議事録署名人に●●●●氏と□□□□氏を指名する。
(第1号議案～第7号議案省略)
 - ・議長は、第8号議案の説明を会長に求める。
会長は、総会で出席会員を議長に指名するとした現規定では、指名した会員に議長就任を固辞されることが多く、総会の進行に支障をきたす事例があることから、議長選出方法を「会長を議長とする」ことに改めることを提案した。
質疑に入ったが、質問及び意見はなく、会員に挙手により賛否を諮ったところ、全員が賛成し、本議案は承認された。

以上のとおり相違ないことを証明するため、議長、議事録署名人及び会長は下記のとおり署名する。

令和★年5月15日

議 長	○ ○ ○ ○
議事録署名人	● ● ● ●
議事録署名人	□ □ □ □
代表者(区長)	▲ ▲ ▲ ▲